

環境・暮らし
家電4品目を処分する際の注意点
 問 谷和原庁舎生活環境課
 ☎58・2111（内線3304）

家電製品（4品目）は「家電リサイクル法」により、処分方法が粗大ごみと異なります。また、回収とリサイクルにかかる費用は、使用者が負担することになっていきます。

※製品のメーカーや大きさによってリサイクル料金が異なります。

■対象の家電製品（4品目）

- ①洗濯機・衣類乾燥機
- ②テレビ（液晶テレビを含む）
- ③エアコン
- ④冷蔵庫・冷凍庫

■処分の方法

○買い換えのとき

新製品を購入した小売店で、

■リサイクル券の金額の目安（参考）

対象品目	リサイクル料金（税抜）	収集運搬料金
洗濯機・衣類乾燥機	2,400円	許可業者により異なる場合があります。
テレビ	15型以下…1,700円 16型以上…2,700円	
エアコン	2,000円	
冷蔵庫・冷凍庫	170ℓ以下…3,600円 171ℓ以上…4,600円	

※リサイクル券は製品のメーカー、型番を確認の上、郵便局で購入してください。

リサイクル料を負担し処分を依頼する。

○買い換え以外のとき

方法①：処分する製品を、家電量販店へ持ち込み、リサイクル料を負担し処分を依頼する。

方法②：郵便局で家電リサイクル券を購入し、市許可業者に処分を依頼する。

環境・暮らし
使用済み小型家電を回収しています
 問 谷和原庁舎生活環境課
 ☎58・2111（内線3304）

市ではレアメタルなどの金属資源の有効活用を図るため、使用済み小型家電を回収しています。

■小型家電ってどんなもの？

小型家電とは、30センチ×15センチ以下（回収ボックスに投入できるもの）の電気や電池で動く使用済みの家庭用小型家電のことです。

※例：携帯電話、ゲーム機、デジタルカメラ、音楽プレーヤー、USB、SDカード、電卓など。

■回収ボックスへの排出時の注意

- ・袋や箱から出しておく
- ・携帯電話など個人情報が含まれるものは、あらかじめデータを削除する
- ・電池、バッテリーは取り外しておく

【市許可業者】

- ◎ ㈱中澤産業 ☎58・6214
- ◎ 水海道産業㈱みらい平支店 ☎21・6077

※収集運搬料金は、市許可業者にお問い合わせください。

方法③：郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引取場へ直接持ち込む。

【指定引取場】

- 日本通運(株)東京東支店守谷流通センター（守谷市百合ヶ丘1-2432） ☎0297・451135

■次のものは排出禁止です

- ・家電リサイクル法対象品目（テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機）
- ・パソコン本体（パソコン用ディスプレイ含む）
- ・乾電池、蛍光灯

【小型家電回収ボックス設置箇所】

- ・伊奈庁舎・谷和原庁舎・図書館・総合運動公園
- ・谷和原公民館（福岡分館）・保健福祉センター
- ・きらくやまふれあいの丘すこやか福祉館
- ・小絹コミュニティセンター
- ・みらい平コミュニティセンター
- ・板橋コミュニティセンター
- ・カスミ谷井田店・カスミみらい平駅前店
- ・ヨークベニマルつくばみらい店

環境・暮らし
不法投棄は犯罪です
 問 谷和原庁舎生活環境課
 ☎58・2111（内線3304）

山林、河川敷、空き地などで不法に投棄された廃棄物があつてを絶ちません。また、悪質な業者から金銭やうまい話で土地利用を求められ、安易に同意してしまつた結果、大切な土地に廃棄物を不法投棄されたり、質の悪い残土などを埋め立てられる事案も発生しています。こうした被害を防ぐには、「うまい話があつても、安易に土地を貸さない」という意思を持つことが大切です。

また、よく誤解されているのが、自分の土地なら不法投棄にならないと思つている方が多いことです。他人の土地でも自分の土地でもごみを捨てる行為は決して許されるものではありません。

不法投棄の防止には不法投棄されない環境をつくるのが大切です。所有者・管理者の皆さんは定期的な見回りや柵の設置など、不法投棄の未然防止に努めてください。

■不法投棄の現場を見かけたら不法投棄110番へ！
 ☎0120・536・380
 ☎1120・536・380

◎受付時間：平日の午前8時30分～午後5時15分（時間外は警

察署まで）

【問い合わせ】

- 生活環境課廃棄物対策室 ☎58・2111（内線3303・3304）
- 茨城県廃棄物対策課 ☎029・301・3033

空き地の適正な管理をお願いします

空き地は、その所有者（管理者）が管理しなければなりません。管理を怠ると雑草の繁茂や樹木が自生するなど近隣の方々には不快感を与え、病害虫が発生する原因にもなりかねません。

■年2回以上の除草を

雑草は秋まで成長を続けます。年1回の除草では十分でないため、雑草の成長に応じて、年2回以上除草をお願いします。

ご自身で除草ができない場合は、専門の業者に依頼して除草作業を定期的に行つてくださるようお願いいたします。

また、所有者の皆さんは、空き地の定期的な見回りをするなどの適正な管理を心がけてください。

【問い合わせ】

- 谷和原庁舎生活環境課 ☎58・2111（内線3302）